

火災危険性を有するおそれのある物質に関する調査検討会（平成 28 年度第 3 回）
議事要旨

1 開催日時

平成 29 年 3 月 9 日（木）14 時 00 分から 16 時 00 分まで

2 開催場所

中央合同庁舎 2 号館（消防庁） 3 階第一会議室

3 出席者

（１） 委員（敬省略、順不同）

田村 昌三（座長）、新井 充、岩田 雄策、芝田 育也、鶴田 俊、三宅 淳巳、
八木 伊知郎

（２） 関係省庁

平地 康一、奥村 浩信

（３） 事務局

秋葉 洋、七條 勇佑、山本 真靖、高部 隆幸

4 配布資料

（資料Ⅲ－１） 第 2 回議事要旨

（資料Ⅲ－２） 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書（案）

（資料Ⅲ－３） 重合性物質に係る対応について（案）

5 議事内容

（１） 第 2 回検討会の議事要旨について

○事務局より資料Ⅲ－１をもとに説明を行った。

（２） 重合性物質に係る対応について

○事務局より資料Ⅲ－３をもとに説明を行った。

【委員】資料Ⅲ－３にある重合性物質とは、重合危険性が含まれる製品も含まれるのか。また、
消防法令では重合性物質についての定義はされているのか。

【事務局】本資料では、製品ではなく、物質としての国際的な重合危険性の評価と、消防法第5類の自己反応性に関する危険性の評価は異なるということお示したものである。なお、本資料に記載されている重合性物質については国連分類と同様に、国内においても引火性液体として、既に第4類の規制を受けている。

【座長】今後、GHS等の国際動向に変更があった場合には、その時点で再度検討するのか。

【事務局】現在のところ、GHSにおける重合性物質の捉え方について、変更は生じない見込みである。しかしながら、国際動向が変わった際には、再度検討する必要があると考えている。

(3) 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書

○事務局より資料Ⅲ－2をもとに説明を行った。

【委員】ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは、コンテナ等で長期間放置するなど貯蔵状態が悪い環境に置かれると、一部が分解反応を起こし酸素・塩素が抜け、可燃物となるため、可燃物と酸化剤が混在する危険性がある。一方、先の重合性物質も含め、消防法では安定化されている純物質の状態では危険性を評価している。危険物確認試験の方法に問題はないが、容易に推定できる危険性については、考慮する必要があるのではないか。

【事務局】本来であれば時間経過による物質の変化に伴う危険性も評価すべきであるが、徐々に変わっていくものの危険性を常に把握するというのは非常に困難である。現時点では、従来の方で危険性を把握し、事業所側に管理してもらう必要があると考える。ただし、今後、分解反応等の変化が起こることが明らかな物質が調査対象に上がった場合は、当検討会で委員の皆様と議論していただきたい。

【委員】消防活動阻害物質について、現在の分析方法では、物質単体の毒性について評価している。複合的に作用するような毒性があった場合の評価については、厚生労働省はどのように行っているのか。

【厚生労働省】厚生労働省では、毒劇物の指定及び除外については、純物質または判定に影響を与えない物質で希釈して評価するという方法で判定をしている。混合物の評価方法については、GHSの考え方を踏襲している。

【事務局】混合物の評価方法については、今後の課題として検討させていただきたい。

【座長】承知した。厚生労働省とも意見交換をし、整合性がとれる方法を検討いただきたい。

(4) その他

来年度の検討会開催日は、第1候補を平成29年5月19日（金）の午前、第2候補を5月8日（月）の午前とし、調整することとなった。

以上